

飛び降りは大きなけがの誘い水

陸災防「平成 30 年度 安全衛生標語」荷役部門 入選作品

○「安全衛生標語」募集中です！応募方法は当誌 11 ページまたは[こちら](#)をご覧ください。



平成 31 年 4 月 No.598

発行所 陸上貨物運送事業労働災害防止協会
〒108-0014 東京都港区芝 5 丁目 35 番 2 号
安全衛生総合会館内 ☎03-3455-3857 代表
<http://www.rikusai.or.jp>
(印刷物による年間購読料 3,600 円)

○ 陸災防の事業計画について …………… (1)～(3)	○ 事業計画(案)を理事会で審議 …………… (13)
○ 「STOP!熱中症 ケルワ-キャンペーン」熱中症対策 (4)～(5)	○ フォークリフト荷役技能検定、RIKMSについて審議 … (13)
○ 新連載「マコマコ博士のメンタルヘルス」 (6)～(7)	○ 小企業無災害記録表彰 …………… (13)
○ シーズントラックドライバーの腰痛予防対策② (8)～(9)	○ 「産業医・産業保健機能」等が強化される … (14)
○ 会員事業場特典 安全衛生用品割引販売のご案内 … (9)	○ 連載Ⅱ「陸運労災防止規程」について …………… (15)
○ 安全優良職長厚生大臣顕彰を受賞して (10)～(11)	○ 安全管理士の着眼点 …………… (16)～(17)
○ 「安全衛生標語」募集のご案内 …………… (11)	○ 平成31年度(令和元年度)陸災防の行事予定 … (18)
○ 安全衛生教育講師養成講座を受講して …………… (12)	○ 第55回全国陸運労災防止大会のご案内 …………… (19)
○ 事業計画(素案)について審議 …………… (13)	○ 労働災害発生状況 …………… (18)～(19)

【陸災防の事業計画】 平成 31 年度 (令和元年度) 事業計画について

陸災防では、陸運業を取り巻く状況、厚生労働省の施策、陸運業の労働災害の状況等を踏まえ、平成 31 年度 (令和元年度) の事業運営の基本となる事業計画 (案) を策定しました。本部・支部 (分会) 一体となって、死亡災害については交通労働災害の防止及び荷役災害の防止、死傷災害については荷役関係災害の防止に総力を上げて取り組んでまいります。

各企業・事業場におきましては、陸上貨物運送事業災害防止規程を遵守するとともに、職場の安全衛生管理体制を確立して適切に機能させ、自主的な安労働全衛生活動を継続的、効果的に行っていただきますようお願いいたします。

事業計画 (案) における運営の基本は以下のとおりです。 は新規取組です。

1 基本方針

「陸上貨物運送事業労働災害防止計画 (2018 年度～2022 年度)」2 年度目の目標達成に向けた事業運営に当たっては、労働災害の動向等陸運業を取り巻く情勢を念頭に置きつつ、本部・支部一体となって、死亡災害については交通労働災害の防止及び荷役災害の防止、死傷災害については荷役関係災害の防止に総力を上げて取り組む。

また、各企業・事業場においては、平成 29 年 10 月に変更された陸上貨物運送事業労働災害防止規程を遵守するとともに、職場の安全衛生管理体制を確立して適切に機能させ、自主的な安全衛生活動を継続的、効果的に行っていくことが何より重要である。

このため、新たに、荷主等における荷役災害防止活動推進への支援を実施するとともに、安全衛生水準向上支援事業 (レベルアップ支援事業)、中小企業安全衛生水準向上個別サポート事業等の周知・普及及びフォークリフト

荷役技能検定制度の積極的取組を図る。さらに安全度の高い職場の実現を目指す先取り型の取組である、危険予知訓練 (KYT)、リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステムの取組への指導・支援に努める。

また、長時間労働による過労死等を予防するため、健康診断及びその事後措置の徹底等積極的取組、ストレスチェックの実施とその結果に基づくメンタルヘルス対策の推進、腰痛減少への取組を一層推進する。

(1) 事業場の安全衛生水準向上の取組の推進
第 13 次労働災害防止計画に基づく、陸運業労働災害防止計画 (2018 年度～2022 年度) の推進等により実効ある安全衛生管理体制の確立を目指して、安全衛生水準向上への支援を進める。

ア 陸運業労働災害防止計画 (2018 年度～2022 年度) の 2 年度目として、目標達成への取組の周知広報の実施

イ 陸運労災防止規程の周知と遵守の徹底

- ウ 安全衛生水準向上の取組
 - ・「レベルアップ支援事業場」取組支部への支援
 - ・中小企業安全衛生水準向上個別サポート事業の積極的実施支援
- エ 改正が予定されている「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」に対応した「RIKMS」改正の検討（ワーキンググループによる検討）

(2) 荷役運搬作業の災害防止

死傷災害の多くを占める荷役関係災害の防止対策が重要であり、特に荷主等への支援強化を図るとともに、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ、飛来・落下災害等「荷役作業 5 大災害」の防止の徹底を図る。

- ア 荷主等における荷役災害防止活動推進への支援
 - ・荷主等に対する安全診断、改善指導の実施支援
 - ・「荷役ガイドライン」の周知等のための「荷主等事業場の荷役災害防止担当者教育」の実施支援
 - ・荷主等との協議会の設置による連携強化
- イ 荷役運搬作業中の墜落・転落等の災害防止の指導援助
 - ・トラック・荷台等での荷崩れ等による労働災害防止対策安全衛生教育の実施支援
 - ・会員事業場に対する「荷役ガイドライン」に基づく安全衛生教育の実施支援
- ウ フォークリフト等荷役運搬機械による労働災害防止の徹底
 - ・フォークリフト荷役技能検定試験（写真 1）の周知
 - ・1 級検定試験の実施及び 2 級検定試験の実施支援



写真 1 フォークリフト荷役技能検定試験

(3) 交通労働災害の防止

- ア 「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知徹底
- イ 「高齢者に配慮した交通・荷役災害防止の手引き」を活用した教育の推進
- ウ 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（改善基準告示）の周知徹底

(4) 健康確保対策の推進

過労死等の予防、メンタルヘルス対策の推進、定期健康診断の完全実施と事後措置の徹底。

- ア 過重労働による健康障害防止対策等の推進
 - ・政府の働き方改革に関する情報収集及びその提供
 - ・全日本トラック協会の「過労死等防止計画」の具体的行動計画に基づいた連携により、長時間労働による過労死等の予防対策の推進
 - ・平成 29 年度以降、全日本トラック協会、(独)労働者健康安全機構と共催で実施してきた「過労死等防止・健康起因事故防止セミナー」については、都道府県トラック協会と協議の上実施する支部へ支援
- イ メンタルヘルス対策の推進
 - ・ストレスチェック制度の周知・広報の実施
 - ・ストレスチェック割引制度による支援

ウ 一般健康管理等の推進

- エ 「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」（5 月 1 日～9 月 30 日：4 月準備期間、7 月重点取組月間）の推進

(5) 安全衛生教育

法令に基づく技能講習、特別教育等の安全衛生教育推進。ニーズに応じた教育の実施、テキスト等の作成、改訂、頒布。

(6) 安全衛生意識の高揚

- ア 第 55 回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会の開催（写真 2）
- イ 第 34 回全国フォークリフト運転競技大会の開催（写真 3）
- ウ フォークリフト荷役技能検定の実施
- エ 夏期(7 月)、年末・年始(12、1 月)労働災害防止強調運動の実施とその取組の充実



写真2 全国陸運労災防止協会（第54回）



写真3 全国フォークリフト運転競技大会（第33回）

オ ホームページ、広報紙「陸運と安全衛生」等による広報の強化

カ 「STOP 熱中症！クールワークキャンペーン」（5月1日～9月30日：4月準備期間、7月重点取組月間）の推進

キ 「STOP！転倒災害防止プロジェクト」の推進

ク 安全衛生標語の募集（2月～4月募集）と入選作の活用

ケ 安全衛生表彰、小企業無災害記録表彰等の積極的運用

(7) 調査研究等の推進

ア 業績評価委員会の開催

イ 実態調査検討専門委員会の開催

ウ (独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所との連携及び研究協力

(8) 協会組織の充実強化等

ア 「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」に基づく適正な業務執行

イ 事業及び体制の整備による財政及び組織の健全化と充実を図るための具体的対応策について優先順位をもって検討し、支部体制の現状に対応した本部支援及び

連携の強化

ウ 登録教習機関業務及び補助事業業務等の適切な執行のための監査指導の充実強化等

2 関係機関等との連携強化

ア 厚生労働省、都道府県労働局、労働基準監督署、国土交通省、警察庁等の関係行政機関との連携

特に、都道府県労働局による各支部への指導、援助の強化を要請する。

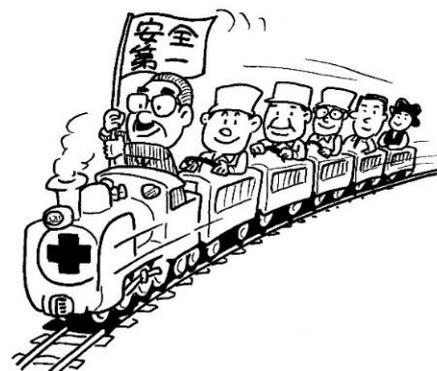
イ 全日本トラック協会、都道府県トラック協会等の関係団体、経営者団体等との協力関係の強化

ウ 中央労働災害防止協会、業種別労働災害防止団体及び(独)労働者健康安全機構との連携

3 経営トップのあり方等

労働災害防止のためには、経営トップが安全衛生管理を重視する姿勢を明確に示し、自ら先頭に立って活動することが重要である。

経営トップがその活動を通じて組織と個人が安全を最優先する気風や気質を育て、安全な社会を実現するための基本理念である「安全文化」の創造に寄与するとともに、公共輸送機関としての社会的責務を果たすことが求められている。



この事業計画（案）については、5月21日開催の第4回理事会及び通常総代会に提出し、承認を得て確定されることとなります。

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

令和元年 5 月 1 日から 9 月 30 日まで（準備期間：4 月、重点取組期間：7 月）主唱：厚生労働省、労働災害防止団体等

平成 30 年、陸運業では **4 名**の方が**熱中症**でお亡くなりになりました。平成 29 年：0 名
平成 28 年：0 名

発生日	災害の概要
7 月	タンクローリー（セメント）のタンク内部で発見され、死亡した。
7 月	倉庫内清掃中、ふらつきが発生。帰宅したが、翌日に死亡が確認された。
8 月	荷崩れした荷の復旧作業中体調が悪くなり、移動した休憩室で倒れ死亡した。
9 月	体感温度の高い倉庫内で作業中体調不良を訴え、後日死亡した。



熱中症とは

熱中症は、高温多湿な環境下で、体内の水分や塩分のバランスが崩れたり、体温調整機能がうまく働かないことにより、体内に熱がたまり、筋肉痛や大量の発汗、さらには吐き気や倦怠感などの症状が現れ、重症になると意識障害などが起こります（図）。

気温が高い、湿度が高いなどの環境条件と、体調が良くない、暑さに体が慣れていないなどの個人の体調による影響とが組み合わされることにより、熱中症の発生が高まります。

また、屋外で活動しているときだけでなく、就寝中など室内で熱中症を発症し、救急搬送されたり、不幸にも亡くなられたりすることもある恐ろしい疾患です。

図 【熱中症の症状と分類】

分類	症状	重症度
I 度	めまい・失神：「立ちくらみ」という状態で、脳への血流が瞬間的に不十分になったことを示し、“熱失神”と呼ぶこともあります。 筋肉痛・筋肉の硬直：筋肉の「こむら返り」のことで、その部分の痛みを伴います。発汗に伴う塩分（ナトリウム等）の欠乏により生じます。これを“熱けいれん”と呼ぶこともあります。 大量の発汗	小 ↓ 大
II 度	頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感：体がぐったりする、力が入らないなどがあり、従来から“熱疲労”といわれていた状態です。	
III 度	意識障害・痙攣・手足の運動障害：呼びかけや刺激への反応がおかしい、体がガクガクと引きつけがある、真直ぐに走れない・歩けないなど。 高体温：体に触ると熱いという感触があります。従来から“熱射病”や“重度の日射病”といわれていたものがこれに相当します。	

作業に関して次の対策をとりましょう

- ① 作業の状況などに応じて、「作業の休止時間・休憩時間の確保と、高温多湿作業場所での連続作業時間の短縮」、「身体作業強度（代謝率レベル）が高い作業を避けること」、「作業場所の変更」に努める。
- ② 熱に慣れ、その環境に適応する期間（熱順化期間）を計画的に設ける。
- ③ 自覚症状の有無に関わらず、作業の前後、作業中の定期的な水・塩分の摂取を指導する。
摂取を確認する表の作成、作業中の巡視における確認などにより、その摂取の徹底を図る。
- ④ 熱を吸収する服装、保熱しやすい服装は避け、クールジャケットなどの、透湿性・通気性の良い服装を着用させる。
- ⑤ 高温多湿作業場所の作業中は、巡視を頻繁に行い、作業者が定期的に水分・塩分を摂取しているかどうか、作業者の健康状態に異常がないかを確認する。なお、熱中症を疑わせる兆候が表れた場合においては、速やかに、作業の中断などの必要な措置を講じる。

か：風通しをよくする
き：休憩をとる
く：クーラーを使う
け：健康管理は日頃から
こ：こまめに水分補給



健康に関して次のことに注意しましょう

- ① 熱中症発症に影響のある糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全等の場合（有所見、治療中）は就業場所について医師と相談する。また、労働者にも熱中症に注意が必要なことを教える。
- ② 睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等が熱中症発症に影響があります。日常の健康管理に注意する。
- ③ 作業開始前、作業中の巡視により労働者の健康状態を確認する。

熱中症の教育の実施と救急処置

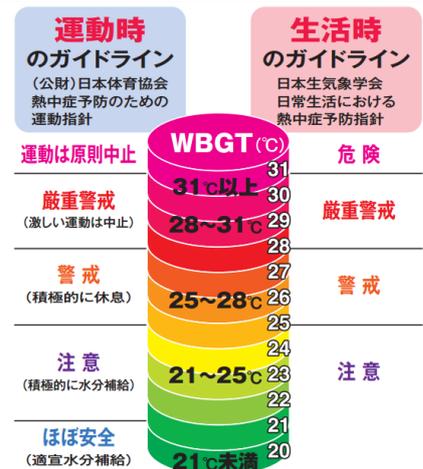
- ① 熱中症の予防に必要な対策について、作業管理者、労働者に必要な教育を行う。
- ② 救急処置については、緊急連絡網の作成、周知を行うとともに、裏面の熱中症を疑わせる症状が現れた場合は必要に応じて救急隊の要請等を行う。その間、涼しい環境への避難や脱衣・冷却なども必要です。次の場合は救急隊要請や医療機関への搬送が必要です。
 - ・ 意識がなく、呼びかけに応じない、返事がおかしい、全身が痛いなどの場合
 - ・ 意識があるが水分を自力で摂取できない場合
 - ・ 意識があり、水分を自力で摂取できるが熱中症の症状が回復しない場合

暑さ指数を把握し、基準値を超えている場合はその低減を図りましょう

暑さ指数は、正式には WBGT（湿球黒球温度）値と言われ、湿度、輻射熱、気温の 3 つを取り入れた指標で、単位は気温と同じ摂氏度（℃）で示されますが、その値は気温とは異なります。値は、乾球温度、湿球温度、黒球温度をもとに算出します*。

高温多湿の場所での作業では、測定器や乾球・湿球温度計などで暑さ指数を把握し、基準値を超えるおそれのある場合は冷房等により作業場所の暑さ指数を下げることや、休憩場所の整備を図るなどの対策を講じましょう。

※ 暑さ指数は、環境省「熱中症予防情報サイト」から、現況と予測を知ることができます。<http://www.wbgt.env.go.jp/>



熱中症で注意すること

● 暑さの感じ方は人によって異なります！

体調や暑さに対する慣れなどが影響して、暑さに対する抵抗力（感受性）は個人によって異なります。自分の体調の変化に気をつけ、暑さの抵抗力に合わせて、万全の予防を心がけましょう。

● 高齢の方は特に注意が必要です！

熱中症患者の多くは高齢者（65歳以上）です。高齢者は暑さや水分不足に対する感覚機能が低下しており、暑さに対する体の調節機能も低下しています。

のどの渇きを感じていなくてもこまめに水分を補給し、暑さを感じなくても扇風機やエアコンを使って温度調整をするように心がけましょう。

● まわりが協力して、熱中症予防を呼びかけ合うことが大切です！

一人ひとりが周囲の人に気を配り、熱中症の予防を呼びかけ合うことで、発生を防ぐことができます。



【連載 I】

メンタルヘルスのスペシャリストによる **新連載** ですマコマコ
博士の

メンタルヘルス (第 1 回)

テーマ1 「過重労働-その1」

精神科医 夏目 誠

【初めに「測定できない」のがメンタルヘルス】

今回からコラム欄を担当します、精神科医の夏目 誠です。愛称は「マコマコ」です。私の専門であるメンタルヘルス（こころの保健）は、わかりにくい領域です。例えば「体の不調や病気」予防のためのような「定期健康診断」はできません。かつ「骨折」のように目で見てもわからない。「血圧」のように数字では示せない。心臓の不調は心電図、脳梗塞などはMRI（磁気共鳴画像診断）が診断に使えますが、形からもわからない。

皆さんに、少しでも理解していただけるように執筆いたします。1 年のお付き合いになりますが、よろしく、お願いいたします。

テーマは、1「過重労働」、2「休養と睡眠」、3「ストレス」、4「うつ状態」、5「健康習慣」、6「自立こそ」です。

【過労の雑談から】

図 1.
「過労の雑談」
気づきや対応??



【好きなことをしても疲労になる】

図 1 に過労に関する男女、若者や中高年者の雑談を紹介しました。50 歳の部長の考えが一番間違っていますよ。「心筋梗塞や脳血管障害、うつ病」になりやすい考え方です。「精神論」を語る人は要注意ですよ。

30 歳代の男性社員の発言は「ストレス解消」に有効ですが、「疲れ」はさらに蓄積されますよ。

好きなことをしていれば「疲労」にならないと思込んでいますが、間違いです。好きな趣味やスポーツ、旅行をしても**確実に疲労は蓄積されて**いきますよ。

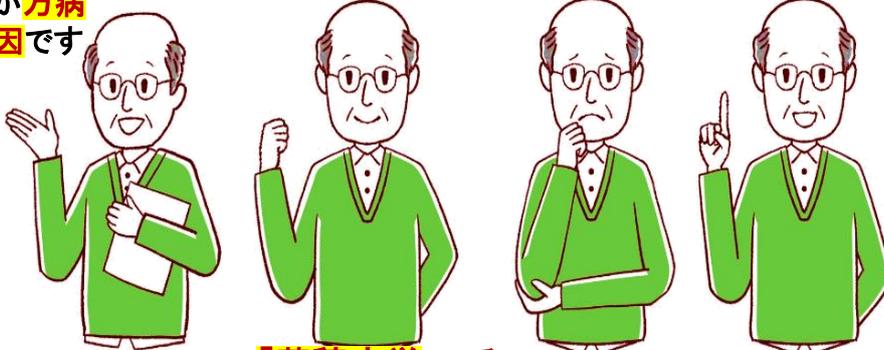
図 2 に今回のポイントをまとめました。ここだけでも見てくださいね。

図2. 過労社会 わかつちやいるけど 変わらないよ！！

35歳以上が特
に要注意

「脳の休養」
睡眠が重要

過労が万病
の原因です



「蓄積疲労」こそ

夏目 誠/PIXTA(ピクスタ)

【「脳の疲労」は睡眠で解消】

図1の女性社員の言葉は、「体」と「心の疲れ」の違いを指摘していますね。疲労は、大別すれば「体の疲れ」、「心身の疲れ」、「こころの疲れ」になります。「体の疲れ」は「だるい、しんどい、疲れた」など。心と身体が相互作用する心身のそれは「肩こりの持続、不調部位や愁訴が移動する不定愁訴※」などです。※…身体の状態について、何となく体調が悪いという感覚や様々な自覚症状を訴え、検査をしても原因となる病気が見つからない場合。

「心の疲れ」は「仕事に集中できない、気分が落ちこむ、イライラする、感情的になりやすい」などで表現されます。

「体の疲れ」は横臥※や、座っているだけでも軽減されますが、「脳の疲れ」はそれでは癒されません。「頭脳疲労」は睡眠によってのみ解消します。特に「深い眠り」です。「脳の過労」から「うつ病」になるのですから、「うつ病予防」のポイントは十分な睡眠にあります。知っておいてほしいことです。※…横になって寝ること。

最後に第1回のまとめや本音トークを、次図の「マコトの一コト」で締めくくります。

マコト の 一コト



「好きなこと」をしても疲労
になりますよ。
「脳の疲労解消」には睡眠だけ

「3つの疲労」がポイントで
すね。重なることも多い。

夏目/pixta

今回は「蓄積疲労」と「残存疲労」です。こう、ご期待を

【シリーズ】トラックドライバーの健康

トラックドライバーの腰痛予防対策(2)

独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所

産業疫学研究グループ 部長 岩切一幸



岩切 一幸 Profile

平成 12 年に労働省産業医学総合研究所に入所、平成 31 年より現職。専門は労働衛生、人間工学。厚生労働省「職場における腰痛予防対策指針の改訂及びその普及に関する検討会」の委員、中央労働災害防止協会および日本労働安全衛生コンサルタント会の各種委員など。博士（工学）。

荷役作業に伴う腰痛

本号では、先月号での運転姿勢に伴う腰痛に続き、トラックドライバーの荷物の積み込みや積み降ろしといった荷役作業に伴う腰痛について取り上げます。

荷役作業に伴う腰痛の主な原因は、重量物の持ち上げと不適切な姿勢です。これらは、腰痛を発症させる二大要因と言われます。この他にも、転倒などによる腰痛も発生しています。

人の体は、そもそも重い物を持つのに適した構造にはなっていません。人は、前かがみになって物を持ち上げようとする、腰を曲げることとなります。また、腰を曲げなくても重い物を持つと、上半身と下半身の繋ぎ目にあたる腰の部分に負担がかかります。特に、長時間の運転後すぐに重い物を持ち上げようすると、座位姿勢による腰部の負担に、重量物の持ち上げによる腰部の負担が加わり、腰痛が発症しやすくなります。さらに、重い物を持っていなくても、不適切な姿勢をとるだけで、腰部の負担は増大します。20°前かがみになる姿勢での腰部の負担は、立位姿勢の 1.5 倍になると言われています。

荷役作業における腰痛予防対策

荷役作業における腰痛の予防対策としては、

(1)重量物取り扱いの自動化・省力化、(2)適切な作業姿勢、(3)休憩、(4)体操、(5)構内作業場の環境改善があげられます。

(1)重量物取り扱いの自動化・省力化

荷物の移動には、フォークリフトやローラーコンベヤ、自動搬送機などを用いて自動化・

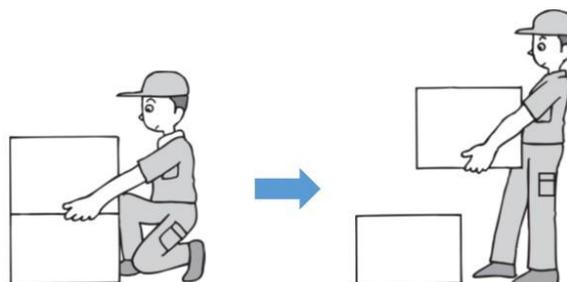
省力化を図る必要があります。また、カートやロールボックスパレットなどを積極的に活用することも必要です。

(2)適切な作業姿勢

人力で荷物を持ち上げる場合、前かがみの姿勢ではなく、荷物に近づき、片膝を着いて腰を十分に降ろした姿勢をとり、その姿勢から膝を伸ばすようにして立ち上がります（図 1）。荷物を降ろす場合には、その逆の工程を行います。トラックの中など限られた空間における作業では、不適切な姿勢をとらざるをえないことがあります。そのような場合には、手、肘、膝などを壁や床に着いて体を支えます。また、前屈みや中腰などの不適切な姿勢をとる頻度や時間をできるだけ減らすことも必要です。

荷物に近づき、片膝を着いて腰を十分に降ろす

膝を伸ばすようにして立ち上がる



中央労働災害防止協会「運送業務で働く人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ」

図 1 荷物の荷物の持ち上げ姿勢と動作

(3)休憩

休憩は、できるだけこまめに取りるようにします。また、腰に張りや痛みがある場合、荷物の運搬は運転後すぐにはせず、休憩をとり、背伸びや体操などをした後にするようにします。

(4)体操

体操は、腰や足の筋肉を緩和させるストレッチ体操が腰痛予防に有効です（図 2）。また、ラジオ体操の上部を後ろに反らす運動は、腰に当たった両手で骨盤を前に押し込むようにすることで、前に傾いた背骨の偏りを修正し、腰痛の予防や緩和に有効です。



厚生労働省「職場における腰痛予防対策指針」

図 2 ストレッチ体操の例

(5)構内作業場の環境改善

構内作業場の作業床面は、凹凸がなく、防滑性、弾力性、耐衝撃性、耐へこみ性に優れていることが必要です。また、移動経路の単純化、戸口から遠い場所や狭い場所での作業をできるだけ少なくするなど、構内レイアウトの改善も必要です。

以上の対策は、腰が痛くなってから行うのではなく、痛くなる前から取り組むようにしてください。

【陸災防会員特典のお知らせ】

安全衛生用品を割引にてご購入いただけます

陸災防では、このたび安全衛生用品メーカーの「ミドリ安全」及び「アトムワークス」の商品を会員事業場様向けに特別価格にてご購入いただけるサービスをご用意しました。

当記事下段バナー及び陸災防本部ホームページ下段掲載のバナー広告より販売サイトへアクセスできます。ぜひご活用ください。

【取扱商品例】

			
腰部保護ベルト	腰部保護ベルト(男性用)	背抜き手袋 (天然ゴムタイプ)	
  スーパーリーフ (男女兼用) 販売価格: 6,000 円 会員割引価格: 5,369 円	  らくようたい ブラック 販売価格: 5,966 円 会員割引価格: 5,369 円	 フィット感抜群で細かい作業から運搬作業まで、幅広い作業に対応出来ます。  タフレッド 3 双組 販売価格: 702 円 会員割引価格: 540 円	
			

安全優良職長厚生労働大臣顕彰を受賞して

「安全最優先と健康と笑顔で家庭に帰れる職場づくり」

鶴崎海陸運輸株式会社 新日鐵住金事業部 業務課硫安業務係 作業長 首藤雅也（大分県支部）

この度、平成 30 年度「安全優良職長厚生労働大臣顕彰」という名誉ある賞を受賞させていただき大変ありがたく光栄に思っております。又、身が引き締まる思いです。私を推薦いただきました関係各位の皆様方に心より感謝いたします。

私が勤務する鶴崎海陸運輸株式会社は、大分県内にて大分県の地場企業として物流輸送、港湾荷役、コンビナート内の倉庫管理等を主に仕事を請け負っております。



現場パトロール風景

その中で私が従事しているのは、新日鐵住金大分製鐵所構内最終工程の製品出荷作業です。出荷作業は、鉄鋼製品のコイル、厚板、スラブを倉庫から大型車輛による浜出し、クレーンによる船舶への積込、船内にて鉄鋼製品の積付、ショベルによる倉庫からの化学肥料の出荷といった仕事です。

私は、入社してから 30 年あまり同職場に勤務しています。職長としては、班長、工長を経て現在の作業長職を 10 年務めさせていただいています。

私たちの職場は、大型車輛、大型重機、重量物を扱います。一つ間違えば重大災害に繋がる、危険と隣り合わせの環境下で作業をしています。

私が、職長としてメンバーに指導及びアドバイスしている事は次の 5 項目です。

- ①新日鐵全社共通遵守事項 安全 6 則の厳守
- ②自主管理活動のアドバイザー
- ③各種安全活動の指導
- ④現場パトロールによる不安全作業・行動・状態の排除
- ⑤人材育成

以上を基に、副題に挙げた『安全最優先と笑顔と健康で家庭に帰れる職場づくり』を目指し、メンバーと日々奮闘しています。時には厳しく、時には優しくなんでも言い合える環境を作り、メンバーとの日々のコミュニケーションを大切にしています。



スモールミーティング風景

現在、新日鐵住金製鐵所では全社共通遵守事項として安全 6 則厳守を基本に安全活動を行っています。安全 6 則とは、過去のトラブルを基にやってはいけない行動を 6 項目にまとめ、厳守させることです。毎日の始業ミーティング時に安全 6 則を全員で唱和し、作業前の TBM を充実させ、メンバーには、一つひとつのルールがなぜ大切か、災害を起こさない為には何を守ればいいのかを事細かく指導しています。



自主管理活動のアドバイス

安全パトロール時には、日頃の作業の中で危険な行動、危険な状態を見つければ、すぐに作業を止めさせ是正させるようにしています。また、メンバー一人ひとり誰が見ていなくても安全な作業・安全な行動を行い、安全な状態が保てるように、安全感性を高める指導を行っています。

以上が職長として自分が今まで取り組んできたことです。

最後になりますが、今後も『安全最優先』をメンバーに徹底させ、メンバーとの会話を充実させる事でコミュニケーションを深め、労働災害ゼロ、交通事故ゼロを目指すと共に『健康と笑顔で家庭に帰れる職場づくり』を構築することをメンバーと日々努力していきたいと思えます。

関係各位の皆様方には、今後ともご指導ご鞭撻の程よろしくお願いいたします。

平成 31 年度（令和元年度） 「安全衛生標語」を募集中です！

当協会では、陸運業で働く人々の安全と健康を守り、労働災害の防止に取り組んでいくことを呼びかける「安全衛生標語」を募集いたします。

なお、入選作品は、当協会の安全ポスターのスローガン等に用いる他、企業・事業場で広く活用していただくこととしております。

皆様から多数の応募をお願いします。

募集の目的

企業・事業場における安全衛生意識の高揚を図り、自主的な安全衛生活動の推進に寄与すること。

標語のテーマ

次の 3 部門について、陸運業で働く人々の安全と健康を守り、労働災害の防止に取り組んでいくことを、具体的かつ簡明な表現で呼びかけるもの

(1) 「荷役」部門

荷役作業における労働災害の防止を呼びかけるもの

[テーマ例]

- ① 法令の遵守や自主的な安全衛生活動の推進に関するもの
- ② 荷役作業時の墜落・転落又は転倒の防止に関するもの
- ③ 荷主等との連携に基づく災害防止に関するもの
- ④ 危険予知活動、リスクアセスメント等の実施に関するもの
- ⑤ フォークリフト、ロールボックスパレット等による災害防止に関するもの

(2) 「交通」部門

交通労働災害の防止を呼びかけるもの

[テーマ例]

- ① 過労運転防止のための運行管理（適切な休憩の付与等）に関するもの
- ② 法令の遵守や自主的な安全衛生活動の推進に関するもの
- ③ 交通 KYT（交通危険予知トレーニング）の実施に関するもの
- ④ ゆとり運転や安全運転の実施に関するもの

(3) 「健康」部門

健康の確保・増進を呼びかけるもの

[テーマ例]

- ① ストレスチェック等のメンタルヘルス対策に関するもの
- ② 健康診断の実施と事後措置の徹底に関するもの
- ③ 過重労働対策（恒常的時間外労働を発生させない労働時間管理等）の徹底に関するもの
- ④ 腰痛予防に関するもの

募集の締切

平成 31 年 4 月 30 日（火）

募集の詳細（陸災防ホームページ）

http://rikusai.or.jp/event_schedule/hyougo/

安全衛生教育講師（インストラクター）養成講座を受講して

労働災害防止の絶無のために、変えよう意識、高めよう品質

カンダホールディングス株式会社 品質安全管理室 大場 勇

【会社概要】

昭和 18 年 11 月自動車交通事業法の第 3 次改正により東京都神田区内の運送会社 16 社が一括統合し、商号を神田運送株式会社とし、東京都神田区佐久間町に設立しました。

主に出版物、医薬品、繊維関係や百貨店などの輸配送業務を中心に事業を展開し、カンダコーポレーション株式会社と株式会社カンダコアテクノを中心に事業承継を行い、現在のカンダホールディングス株式会社（持株会社制）へと発展してまいりました。

また、平成 22 年 9 月海外展開として株式会社ペガサスグローバルエクスプレスを設立。国際事業としてはペガサスグローバルエクスプレス、ニュースターラインの 2 社が中心となりタイ、上海、インドネシアなどに現地法人を設立し現在では国内外に幅広く事業を展開しております。

【担当業務】

弊社の企業理念であります「変えよう意識！ 高めよう品質！」をモットーに平成 29 年 4 月に栃木県足利市に「足利教育研修所」を設立し、「初任運転者研修、運行管理者・補助者研修、フォークリフト技術講習等」の安全教育を行っており、同研修所において、私は教育研修を担当しております。

【背景】

今回の受講のお話をいただいた時は年初であり、今年はどうな年になるのかと思っていた頃で、初詣の神社でふと目に留まったのが「東風吹かばにほひおこせよ梅の花 主なしとて春を忘るな」これは菅原道真が筑前国に左遷された時の和歌と言われています。私は物流の現場にいる者として、「安全が全てに優先する」であることから、どんなに指導者がいない危険な現場でも稼働している社員一人ひとりが基本を守り安全な業務を行うことが重要であり、会社にそのような風土がなければならぬと考えました。安全ということを勉強する良いタイミングだなと思って参加させてもらいました。

【研修について】

今回の受講生は 10 名で、企業の安全教育を担当する管理責任者であり、現場経験も豊富

な方々でした。講師の先生は、海外勤務が豊富で安全のスペシャリストであり、講義手順も整然として説得力のある内容でした。

第一として「インストラクター養成講座の目的及び心構え」があり、現場力が低下している現在、労災事故の訴訟において、判例では「安全教育とは、作業者の所定の災害防止対策を知っていた程度では、事業者の義務である安全教育が完全に行われているとは言えない」と判示している。現場において安全を担う者として相応の責任が求められるものと危機感を感じたところです。企業の CSR（企業の社会的責任）は、企業が利益を追求するだけでなく、組織活動が社会へ与える影響に責任を持ち、利害関係者等の要求に対して適切な意思決定をすることが求められるとの講義に納得もしつつ、真摯な対応が求められるものと思いました。

第二として「フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育」であり、危険又は有害な業務に就いている者に対して、状況に即した労働災害の防止のための知識を付与した安全作業マニュアルの作成が重要だと感じたところです。

第三として「指導案の作成・発表」については、参加された方が安全教育の責任者の方々であることから、フォークリフト業務の労働災害防止策として、○計画書の作成、○用途外使用の禁止、○走行速度の指定と低速走行の励行、○スロープでは旋回しない、○無資格者には運転させない、○シートベルトの着用等、現場に即した迫力のある説得力のある内容でした。

【今後の展望】

「交通事故」や「労働災害」をゼロに向け、社員一同心を一つにして取り組んでおりますが、残念ながら事故の発生もあるところです。

労働災害の防止を図る上で重要なことは、物流センター等で稼働しているフォークリフト従事員等に対する質の高い安全教育が悲惨な労働災害の絶無に期するものと考え、「当たり前前を当たり前前にやること」が重要であり、継続反復し、安全意識の啓蒙を社風とすべく、微力ながら頑張っていきたいと考えています。

【労働災害防止対策委員会を開催しました】 事業計画（素案）について審議



写真 奥中央：会議冒頭に挨拶される厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課 松下高志 主任中央産業安全専門官／奥中央右：労働衛生課 八木健一 主任中央労働衛生専門官／奥中央左：苦瀬博仁 労働災害防止対策委員長

平成 31 年 3 月 14 日（火）、陸災防は労働災害防止対策委員会を都内で開催しました。

委員会の冒頭において、厚生労働省労働基準局安全衛生部より安全課主任中央産業安全専門官松下高志様、労働衛生課主任中央労働衛生専門官八木健一様よりご挨拶と各行政の動向についてのご説明をいただきました（写真）。

委員会では、平成 31 年度（令和元年度）事業計画（素案）及び労働災害防止対策委員会に関する規程の改正について審議されました。

【陸災防 第 3 回理事会を開催しました】 事業計画（案）を理事会で審議



写真 中央右：会議冒頭に挨拶される厚生労働省労働基準局 椎葉茂樹 安全衛生部長／中央左：渡邊健二 会長
平成 31 年 3 月 20 日（月）、陸災防は第 3 回理事会を都内で開催しました。

会議の冒頭において、厚生労働省労働基準局安全衛生部長椎葉茂樹様よりご挨拶と安全衛生行政の動向についてのご説明をいただきました（写真）。

第 3 回理事会では、平成 31 年度（令和元年度）事業計画（案）等について審議されました。

事業計画（案）につきましては、5 月 21 日（火）開催の第 4 回理事会及び通常総代会に提出し、承認を得て確定されることとなります。

【実態調査検討専門委員会を開催しました】 フォークリフト荷役技能検定、RIKMS について審議

平成 31 年 3 月 26 日（火）、陸災防は実態調査検討専門委員会を都内で開催しました。

委員会では、①フォークリフト荷役技能検定出張試験拡充のための同技能検定規程の改正案の検討、②陸運業版労働安全衛生マネジメントシステム（RIKMS）の検討について審議されました。



陸運労災防止協会の表彰制度による小企業無災害記録事業場〔平成31年3月〕

第2種（5年間）・岡山生コン運送株式会社本社営業所

岡山県支部

【厚生労働省からのお知らせ】

働き方改革関連法により「産業医・産業保健機能」と 「長時間労働者に対する面接指導等」を強化

労働安全衛生法等が一部改正、4 月 1 日施行

働き方改革関連法の成立により、労働安全衛生法等が一部改正され、「産業医・産業保健機能」及び「長時間労働者に対する面接指導等」が強化されました。

■「産業医・産業保健機能」の強化について

長時間労働やメンタルヘルス不調などにより、健康リスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、次の 2 点が事業者に義務付けられる他、産業医による面接指導や健康相談等が確実に実施されるようにし、企業における労働者の健康管理を強化することとなります。

- ・長時間労働者の労働時間等に関する情報を産業医に提供すること（労働者数 50 人以上の事業場は義務、50 人未満の事業場は努力義務）
- ・産業医から受けた勧告の内容等を衛生委員会に報告すること（労働者数 50 人以上の事業場は義務、50 人未満の事業場は努力義務）

加えて、産業医の独立性や中立性を高めるなど産業医の在り方の見直しが行われました。



出典：「働き方改革～一億総活躍社会の実現に向けて～」厚生労働省パンフレット

■「長時間労働者に対する面接指導等」の強化について

長時間労働やメンタルヘルス不調などにより、健康リスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、医師による面接指導が確実に実施されるようにし、労働者の健康管理を強化します。

- ・労働時間の状況の把握
- ・労働者への労働時間に関する情報の通知
- ・医師による面接指導の対象となる労働者の要件
- ・研究開発業務従事者に対する医師による面接指導

■詳細について

詳細につきましては、次の URL（厚生労働省ホームページ）をご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000484079.pdf>

【連載Ⅱ】第9回 安全衛生管理体制の点検にお役立てください！

「陸上貨物運送事業労働災害防止規程」について

前回に引き続き、「貨物自動車等の積卸し作業」を、次に「フォークリフト、ショベルローダー等による作業」について説明します。

2 貨物自動車等の積卸し作業

(8) その他の墜落・転落防止措置

労働者に貨物自動車等の積卸し作業を行わせるときには、墜落・転落災害を防止するため、前回説明した(1)昇降設備から(7)ロープ解き作業までの措置を行わせるほか、「不安定な荷の上ではできる限り移動しないこと。荷締め、ラッピング、ラベル貼り等の作業は、荷や荷台の上で行わず、できる限り地上から又は地上での作業とすること。」などを行わせなければなりません。

(9) 転倒防止措置

労働者に貨物自動車等の積卸し作業を行わせるときには、転倒災害を防止するため、「後ずさりでの作業はできる限りしないこと。荷役作業場所等に合わせて、耐滑性、屈曲性のある安全靴を使用させること。」などを行わせなければなりません。

3 フォークリフト、ショベルローダー等による作業

(1) フォークリフト、ショベルローダー等の就業制限

フォークリフト運転技能講習又はショベルローダー等運転技能講習修了など法定の資格を取得した者でなければ、フォークリフト等の運転の業務に就かせはなりません。

(2) フォークリフトの使用

フォークリフトを使って作業を行うときは、「フォーク等又はフォーク等により支持されている荷の下に労働者を立ち入らせないこと。フォークリフトを離れるときは、安全な場所に停止し、フォーク等を地面又は床面まで下げるとともに、原動機を止め、確実にブレーキをかけ、歯止めを施す等フォークリフトが停止の状態を保つため必要

な措置をすること。フォークリフト等を労働者の昇降に使用(用途外使用)しないこと(図)。」など安全の確保のために必要な事項を守らせなければなりません。



図 フォークリフト等を用途外使用しない

(3) ショベルローダー等の使用

フォークリフト同様の注意が必要です。

(4) フォークリフトの運転の業務

上記(2)のフォークリフトの使用、上記(3)のショベルローダー等の使用は、主に安衛則で定められた遵守しなければならない事項をまとめたものですが、ここでは安全な運転を行うために運転者が守る必要のある事項(法令を上回る事項)をまとめています。

第1項では、「フォークはパレット、スキット等に十分差し込むこと。発進するときは、フォークリフトの直前及び直後に労働者等がないことを確認すること。」などを定めています。

第2項では、フレキシブルコンテナをフォークリフトで取り扱うときは、パレットを使用して取り扱わせることを原則として定めています。フレキシブルコンテナを直接フォークリフトの爪でつり上げると、荷の横揺れによる転倒や荷のつりベルトの破損による落下事故が発生する要因となります。

(5) ショベルローダー等の運転の業務

フォークリフトと同様です。

(次号に続く。)

安全管理士【速報】フルハーネスについて の着眼点 6. 75mってなに？ 安全管理士 遠藤 聡

「安全帯に関する法令が変わって、フルハーネスでなきゃダメになる？」「特別教育を受けないといけないの？」「6.75m以下での作業だから関係ない？」など、フルハーネス関連法令の改正は、特に我々陸運業にとっては、少々わかりにくいと感じている人は多いのではないのでしょうか。今回は、この件を取り上げて、少し考えてみたいと思います。

【フルハーネスか…、胴ベルトか…】

フルハーネス型と胴ベルト型の選択については、6.75mを超えるかどうかで、考え方が違うと説明されています。そして、6.75mを超える場合はフルハーネス型でなければならないとされています。このことが、我々を迷わせる原因のひとつと思われま

【6.75mって？】

まず、6.75mの根拠を考えてみましょう。下図は、ガイドラインの中で使用されている図ですが、私もそうしたように、多くの人が、図中のa、b、c、dに、数値を当てはめて、「6.75m落ちる」という状況を探ったのではないのでしょうか？しかし、いくら数字を当てはめたところで、6.75mという数字は出てきません。この6.75mという数字は、「自由落下

距離が4m」の時に「ショックアブソーバが1.75m伸びる」とし、「ベルトのゆるみなどの余分として1m」を加えたものなのです。ショックアブソーバの規格に基づいた数字であり、いわば最大落下距離ということになります。ともあれ、この数字が前面に出てくると、勘違いしやすいのです。ひとたび墜落すれば、どんな場合でも「ショックアブソーバが伸びて6.75mも落ちてしまう」と言っているように聞こえます。だとすると、「トラック回りでの荷役作業は、せいぜい高くても4m程度とすれば、フルハーネスなど使用していても、落ちれば地面に達してしまっても意味がないのではないかと誤解をしてしまうかもしれません。しかし、もともと、安全帯使用時に墜落した時にどこまで落ちるかは、使い方によって変わるものであり、フックを掛ける位置は重要だということは常識だったと思います。その常識まで変わるわけではないのです。

【ショックアブソーバ】

ショックアブソーバは、自らが伸びることにより、墜落を制止するときを生ずる衝撃を緩和してくれます。ショックアブソーバが1.75m伸びるのは、あくまでも4m自由落下（通常

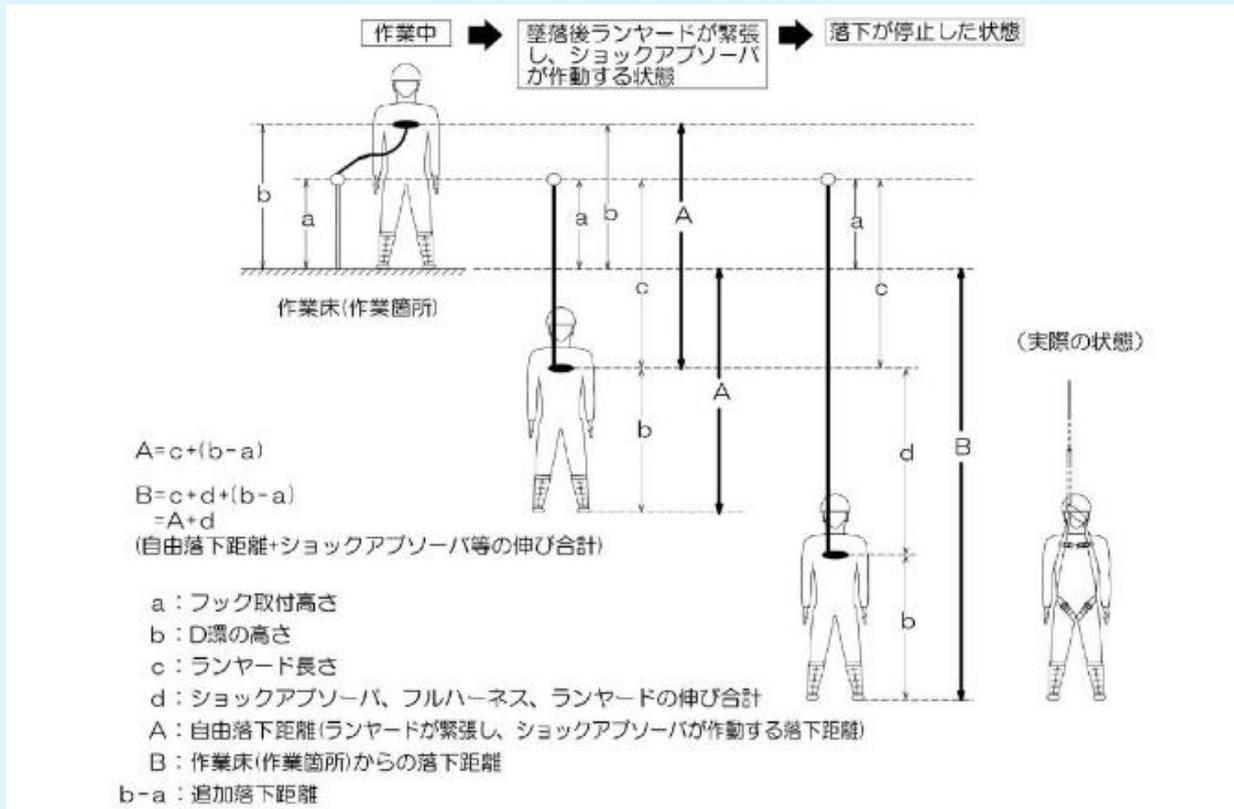


図 フルハーネス型の落下速度等

の使用状況では、ここまで自由落下することはありません。)した時なのです。自由落下距離が短ければショックアブソーバの伸びも短いということです。また、前述したとおり、フックの位置が高ければ高いほど自由落下距離が短くなります。つまり、使い方次第だということです。そして、6.75mより高いところではフルハーネス型、それより低いところでは胴ベルト型ということではありません。

【自由落下距離を短くする工夫】

それでは、私たちがトラック荷台上で荷役作業をする時はどうしたらいいのでしょうか？

ガイドラインの中では、比較的低い場所での作業の場合はロック機能付きの巻取り式ランヤード（フック付きロープ）を使用することが推奨されています。写真のような形で、フルハーネス型墜落制止用器具と安全ブロックを併用し、常に作業者の真上からテンションを掛けながら保持する方法であれば、各ベルトのゆるみも少なく、たとえ足をすくわれたとしても、自由落下距離はほとんどありません。この場合、ショックアブソーバが伸びる程の衝撃も生じないのではないのでしょうか。このような設備は一つの理想形であり、「簡単・安価に車両側に設備して、どんな現場でも使用できる万能なもの」があれば、是非欲しいところですが、なかなかお目にかかれません。この部分は、引き続き創意工夫が必要なところでしょう。

フックの位置が高いに越したことはありませんし、ショックアブソーバが効き始めないうちに地面に墜落してしまうような位置にフックを掛けても意味はありません。しかし、ショックアブソーバが伸びたために体が地面に到達したという場合、少なくとも伸びた分だけ墜落による衝撃を和らげたことにはなります。い

ずれにせよ、それぞれの状況に応じて、少しでも高い位置にフックを取り付ける工夫は、常に求められると思います。もちろん墜落時保護用の安全帽の着用も忘れてはいけません。

今回は取り上げていませんが、本来は、手すり付きの安全な作業床の使用が優先されます。

【特別教育の必要性】

我々は、墜落の危険がある場所で作業することを完全に避けることはできません。事実、陸運業において、荷役作業中に多くの墜落災害が発生しているのです。

であれば、やはり、墜落制止用器具を使用する場面は出てくるでしょうし、とかく我々が荷主庭先で作業をする場合には、そこでのルールに従うことになります。トラックドライバーであってもフルハーネスが必須の現場などもあるのではないのでしょうか？

単に墜落制止用器具の装着方法だけ知っていても、自分の身体に合った器具を選び出し、性能を引き出すための調整も必要です。そして、使用方法によってショックアブソーバのタイプも違ってくるのです。ここに書いたこと以外にも、知っておかなければならないことがたくさんあります。そして、それを伝えるのが特別教育です。正しい知識が伴わないと墜落制止用器具の性能を引き出すことができず、守れる命も守れないということになりかねません。

【安全配慮義務について】

事業者には従業員に安全に配慮する義務があります。知ることがその人の安全につながり、その積み重ねは会社の大きな安全につながっていくでしょう。墜落制止用器具の使用に備えて、是非、一人でも多くの従業員の方々に特別教育も含めた適切な教育をお願いします。



業種別労働災害発生状況（30年速報）

平成 31 年 3 月 7 日現在

業種	死亡						死傷					
	平成30年1月～12月 [速報値]		平成29年1月～12月 [速報値]		前年比較		平成30年1月～12月 [速報値]		平成29年1月～12月 [速報値]		前年比較	
	死者数 (人)	構成比 (%)	死者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)	死者数 (人)	構成比 (%)	死者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)
全産業	880	100.0	925	100.0	-45	-4.9	124,777	100.0	118,079	100.0	6,698	5.7
製造業	177	20.1	157	17.0	20	12.7	27,342	21.9	26,249	22.2	1,093	4.2
鉱業	2	0.2	13	1.4	-11	-84.6	214	0.2	209	0.2	5	2.4
建設業	306	34.8	304	32.9	2	0.7	15,127	12.1	14,874	12.6	253	1.7
交通運輸業	16	1.8	18	1.9	-2	-11.1	3,336	2.7	3,223	2.7	113	3.5
陸上貨物運送事業	95	10.8	128	13.8	-33	-25.8	15,575	12.5	14,488	12.3	1,087	7.5
港湾荷役業	4	0.5	8	0.9	-4	-50.0	329	0.3	330	0.3	-1	-0.3
林業	31	3.5	39	4.2	-8	-20.5	1,331	1.1	1,303	1.1	28	2.1
農業・畜産・水産業	18	2.0	34	3.7	-16	-47.1	2,891	2.3	2,737	2.3	154	5.6
第三次産業	231	26.3	224	24.2	7	3.1	58,632	47.0	54,666	46.3	3,966	7.3

資料出所：厚生労働省

業種、事故の型別死亡災害発生状況（平成 30 年 1 月～12 月）

平成 31 年 3 月 7 日現在

業種	項目	合計	墜落・転落	転倒	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・ 巻き込まれ	交通事故 (道路)	交通事故 (その他)	その他
全産業		880	253	29	50	55	56	113	172	3	149
製造業		177	29	6	12	20	15	47	10	0	38
建設業		306	136	6	23	23	18	30	30	0	40
交通運輸業		16	3	0	0	0	0	2	6	2	3
その他		286	72	17	12	9	20	24	78	1	53
陸上貨物運送事業		95	13	0	3	3	3	10	48	0	15
同上対前年増減		-33	-6	-1	-5	-4	-3	-9	-8	0	3

業種、事故の型別死傷災害発生状況（平成 30 年 1 月～12 月）

平成 31 年 3 月 7 日現在

業種	項目	合計	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・ 巻き込まれ	交通事故 (道路)	交通事故 (その他)	動作の反動・ 無理な動作	その他
陸上貨物運送事業		15,575	4,358	2,605	1,156	749	461	803	1,656	874	11	2,356	546
同上対前年増減		1,087	204	388	36	13	36	7	64	-16	3	210	142

(注) 上記 2 表の右端の列の「その他」は、「墜落・転落」～「交通事故(その他)」以外をまとめたもの
詳細は、陸災防ホームページ <http://www.rikusai.or.jp> に掲載

平成 31 年度(令和元年度) 陸上貨物運送事業労働災害防止協会の主な行事予定	
陸災防主催行事	安全衛生行事
平成 31 年度（令和元年度）通常総代会 メルパルク東京：5 月 21 日(火) 夏期労働災害防止強調運動 7 月 1 日～7 月 31 日 第 34 回全国フォークリフト運転競技大会 埼玉県トラック総合教育センター(埼玉県深谷市) 9 月 29 日(日) フォークリフト荷役技能検定 10 月 16 日(水) 第 55 回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会 大津市民会館（滋賀県大津市） 11 月 7 日(木) 年末・年始労働災害防止強調運動 12 月 1 日～令和 2 年 1 月 31 日	春の全国交通安全運動 ：5 月 11 日～5 月 20 日 交通事故死ゼロを目指す日 ：5 月 20 日(火) 9 月 30 日(月) STOP！熱中症 クールワークキャンペーン ：5 月 1 日～9 月 30 日 (準備期間：4 月/重点取組月間：7 月) STOP！転倒災害プロジェクト重点取組期間 6 月 1 日～6 月 30 日 2 月 1 日～2 月 29 日 全国安全週間 ：7 月 1 日～7 月 7 日 (準備期間：6 月 1 日～6 月 30 日) 国民安全の日 ：7 月 1 日(月) 秋の全国交通安全運動 ：9 月 21 日～9 月 30 日 全国労働衛生週間 ：10 月 1 日～10 月 7 日 (準備期間：9 月 1 日～9 月 30 日)

業種別労働災害発生状況（31 年速報）

平成 31 年 3 月 7 日現在

業種	死亡						死傷					
	平成31年1月～2月 [速報値]		平成30年1月～2月 [速報値]		前年比較		平成31年1月～2月 [速報値]		平成30年1月～2月 [速報値]		前年比較	
	死者数 (人)	構成比 (%)	死者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)	死傷者数 (人)	構成比 (%)	死傷者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)
全 産 業	92	100.0	114	100.0	-22	-19.3	10,762	100.0	12,171	100.0	-1,409	-11.6
製 造 業	14	15.2	23	20.2	-9	-39.1	2,500	23.2	2,801	23.0	-301	-10.7
鉱 業	1	1.1	0	0.0	1	-	26	0.2	23	0.2	3	13.0
建 設 業	32	34.8	39	34.2	-7	-17.9	1,387	12.9	1,415	11.6	-28	-2.0
交通運輸業	0	0.0	1	0.9	-1	-	328	3.0	437	3.6	-109	-24.9
陸上貨物運送事業	15	16.3	8	7.0	7	87.5	1,408	13.1	1,620	13.3	-212	-13.1
港湾荷役業	3	3.3	1	0.9	2	-	52	0.5	38	0.3	14	36.8
林 業	3	3.3	9	7.9	-6	-66.7	153	1.4	158	1.3	-5	-3.2
農業、畜産・水産業	3	3.3	2	1.8	1	50.0	236	2.2	216	1.8	20	9.3
第三次産業	21	22.8	31	27.2	-10	-32.3	4,672	43.4	5,463	44.9	-791	-14.5

資料出所：厚生労働省

業種、事故の型別死亡災害発生状況（平成 31 年 1 月）

平成 31 年 3 月 7 日現在

業種	項目	合計	墜落・転落	転倒	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・ 巻き込まれ	交通事故 (道路)	交通事故 (その他)	その他
全 産 業		92	23	2	6	8	16	14	18	0	5
製 造 業		14	2	0	1	1	3	7	0	0	0
建 設 業		32	10	1	2	6	5	2	3	0	3
交通運輸業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他		31	9	1	2	0	8	4	7	0	0
陸上貨物運送事業		15	2	0	1	1	0	1	8	0	2
同上対前年増減		7	-2	0	0	0	0	0	7	0	2

業種、事故の型別死傷災害発生状況（平成 31 年 1 月）

平成 31 年 3 月 7 日現在

業種	項目	合計	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・ 巻き込まれ	交通事故 (道路)	交通事故 (その他)	動作の反動・ 無理な動作	その他
陸上貨物運送事業		1,408	424	295	106	72	42	66	130	67	0	182	24
同上対前年増減		-212	-34	-145	-1	-8	-5	10	-21	-16	-1	2	7

(注) 上記 2 表の右端の列の「その他」は、「墜落・転落」～「交通事故(その他)」以外をまとめたもの
詳細は、陸災防ホームページ <http://www.rikusai.or.jp> に掲載

第 55 回全国陸運労災防止大会のご案内

全国から会員事業場が一堂に会し、①労働災害防止の意識の高揚を図り、その決意を新たにするとともに、②労働災害防止の取組について学ぶために、毎年、「全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会」を開催しています。本年の大会は、11月7日（木）滋賀県大津市「大津市民会館」にて開催いたします。

大会への参加お申し込みは各都道府県支部へお願い申し上げます。

第 55 回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会

開催日時 令和元年 11 月 7 日（木）13:30

会場 **大津市民会館（滋賀県大津市）**



大津市 琵琶湖

広報誌をお届けします(無料)!

陸災防広報誌を Eメールでお届けします。
ご登録は、陸災防ホームページからの登録またはファックスするだけです。

FAX
登録方法

STEP1 次の登録申込書に必要事項をご記入ください。

STEP2 申込書をそのまま FAX してください (FAX 番号 03-3453-7561)。

陸災防の広報誌 お届け先 **登録申込書** ▶▶▶ FAX 03-3453-7561

事業場名または 個人名			
都道府県	陸災防 会員の別	<input type="checkbox"/> 会員	<input type="checkbox"/> 非会員 (賛助会員含む)
電話番号	FAX 番号		
メールアドレス			

(注) 次の URL から「陸運と安全衛生」配信規約をご覧ください。 <https://fofa.jp/rikusai/a.p/101/>
登録完了のメールをお送ります。もし、届かない場合は下記の「お問い合わせ先」までご連絡ください。
お申込みいただいたメールアドレス等の情報は、広報誌や陸災防からの情報をご提供する目的のみに利用させていただきます。なお、会員の確認等のため、陸災防支部に登録情報を提供することがあります。

広報誌のご案内

お役立ち 安全衛生情報をお届けします

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 (陸災防) の広報誌

「陸運と安全衛生」のご案内

お届けする広報誌の内容

- 陸災防の広報誌「陸運と安全衛生」を毎月 10 日にお届けします。
陸災防会員事業場の安全衛生活動内容の紹介、安全管理士の安全コラムなどを掲載しています。
- 安全と健康に関する様々な情報 (厚生労働省情報など) をお届けします。
- 検定、研修会、講座の開催をご案内します。

このサービスは、陸災防の広報誌「陸運と安全衛生」を Eメールにてお届けするものです。登録料、購読料などは不要です。
ご登録いただいていない皆様、安全衛生情報源としてぜひご活用ください。
また、ご登録済みの方は、同僚、取引先の皆様へ広報誌をご紹介ください。



お問い合わせ先

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 本部 総務部 広報課

TEL 03-3455-3857 FAX 03-3453-7561